

令和6年2月5日 開 会
令和6年2月5日 閉 会
令和6年2月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

目 次

第1号 (2月5日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・議案質疑(報告第1号 専決処分の報告について)	5
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第1号)	5
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第2号)	6
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第3号)	22
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第4号)	23
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第5号)	26
討論・採決(議案第1号)	27
討論・採決(議案第2号)	27
討論・採決(議案第3号～第5号)	35
議員派遣の件について	36
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について	36
閉 会	36

川南町告示第10号

令和6年第1回(2月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年1月31日

川南町長 東 高 士

- 1 期日 令和6年2月5日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	乙津 弘子 君	2番	内藤 逸子 君
3番	蓑原 敏朗 君	4番	田中 宏政 君
5番	河野 禎明 君	6番	児玉 助壽 君
7番	中村 昭人 君	8番	米田 正直 君
9番	中瀬 修 君	10番	小嶋 貴子 君
11番	三原 明美 君	12番	徳弘美津子 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

令和6年第1回(2月)川南町議会臨時会会議録

令和6年2月5日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年2月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について (乙津弘子議員・内藤逸子議員)
- 日程第4 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第 1号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 2号 川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定
について
- 日程第7 議案第 3号 工事請負変更契約締結について
- 日程第8 議案第 4号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第 5号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長東 高 士 君	副町長河野 秀二 君
教育長長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長山 本 博 君
総務課長小嶋 哲也 君	まちづくり課長甲 斐 玲 君
財政課長川崎 紀朗 君	税務課長米田 政彦 君
町民健康課長谷 講 平 君	福祉課長渡邊 寿美 君
環境課長河野 英樹 君	産業推進課長河野 賢二 君
農地課長大山 幸男 君	建設課長黒木 誠一 君
上下水道課長大塚 祥一 君	教育課長三好 益夫 君
代表監査委員永 友 靖 君		

午前9時01分開会

○議長（河野 浩一君）

おはようございます。

ただいまから令和6年第1回川南町議会臨時会を開会します。

ここで、令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りし、1分間の黙祷をいたします。

全員起立をお願いします。

○議会事務局長（新倉 好雄君） 黙祷。

お直りください。

御着席ください。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

議員の方は議員控え室をお願いします。

午前9時04分休憩

.....
午前9時13分再開

○議長（河野 浩一君） これから本日の会議を開きます。

申し上げます。

携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様に申し上げます。

議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。

また、写真動画撮影、録画できませんので、よろしくをお願いします。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りしていた別紙のとおりであります。

なお、例月現金出納検査並びに財政的援助を与えている団体に係る監査の結果についての報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、乙津 弘子くん及び内藤 逸子君を指名します。

日程第4、報告第1号専決処分の報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（東 高士君） 報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和5年8月17日に町道、塩付・長岡線の路肩部分を建設課職員がアーム式草刈り機付トラクターで草刈作業中、通行してきた車両のフロントガラスを飛石により破損し、損害を与えたものであります。

以上であります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提出者の報告を終わります。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第5、議案第1号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 議案第1号について御説明を申し上げます。

議案第1号は、戸籍法の一部改正において、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍除籍を含みます電子証明書提供用の識別符号の発行並びに届書等情報内容証明書の交付等に関する事務が開始されるに伴いまして、川南町使用料及び手数料徴収条例に新たに関係する手数料を追加するとともに、別表の関係者部分について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定に合わせるよう改定を行うものであります。

補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があれば、これを許します。

○町民健康課長（谷 講平君） 議案第1号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、戸籍法の改正に伴いまして、次の3点について必要な改正を改正するもの
でございます。

まず、戸籍謄本等の広域交付に伴い、本籍地のみ限定されていた戸籍謄本等の交付が、
本籍地以外の市区町村窓口でも可能になること。次に、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別
符号の発行について、行政機関等に戸籍証明書等の提出が必要な場合に、窓口で識別符号を
発行し、行政機関に提供することで、戸籍証明書等の提出が不要になること。最後に、届書
等情報内容証明書の交付について、届書等情報の内容に係る証明書の交付及びその内容を
出力したものの閲覧が可能になること、この3点について、新たにその事項及び手数料を条例
に追加するとともに、別表の関係する部分について、地方公共団体の手数料の標準に関する
政令に合わせるよう整備を行うものです。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第1号の質疑を終わります。

日程第6、議案第2号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定につい
てを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 議案第2号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

川南町文化ホール及び川南町立図書館指定管理者の指定が、令和6年の3月末をもって
終了することから、川南町立の川南町公の施設に関わる指定管理者の指定手続きに関する条
例第4条の規定により、令和6年4月から3年間の指定管理者となるべき者を選定いたしま
したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該被選定者を指定管理者に指定
することについて議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第2号川南町文化ホール及び図書館の指定管理者の指定について質問をいたします。

指定管理者の募集要項の中で、指定管理者を指定する期間は原則として、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とありますが、9月議会の議案第50号川南町一般会計補正予算第3号中、第2表債務負担行為補正が計上されています。

川南町文化ホール図書館複合施設指定管理料として、期間令和6年度から令和10年度の5年間で、限度額は5億1887万円とあります。

限度額については、その範囲内ということですが、期間が5年となっているのに、募集要項では3年とされています。その理由はこういったことが挙げられるのかお伺いをいたします。

○副町長（河野 秀二君） それでは私の方から御説明いたします。

他の自治体等の契約期間といいますか、協定期間を調べてみました。やはりこういう経済の中で変動が激しいときに、5年間というところもありましたが、3年というところもありました。それで柔軟に対応するためには、3年で切っていた方が対応しやすいのではないかとこのように判断いたしましたので、3年という設定をさせていただきました。

以上で終わります。

○議員（米田 正直君） 募集要項を策定されるときにですね、変更することについて議会に対し説明する必要はなかったのかお伺いします。法令集における地方自治法第96条の説明について、議会の議決を経た事項の変更については、全て議会の議決を経なければならぬ。ただし、軽易な事項については、第180条議会の委任による専決処分により措置しておくことが適当であろうとあります。債務負担行為は予算の一部であり、議決事項と思われませんが、お伺いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。議会で5年間の議決を受けているのに3年に変更する際には議決が必要ではないかという御質疑ですが、当方ですね、どのようにということですが協議をしたんですけど、今回ですね、5年間という中、内々でということですが、金額についても年数についてもという判断で今回はですね、募集要項を出す段階で3年間という変更をさせていただいております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 3回しか質問できませんので、あれですが、議決した事項についてはですね、これは軽微なことであっても議会の議決だと、範囲内ってことは一つも予算書の中で書いておりません。令和6年度から令和10年度にはっきり書いてあります。それをそういう判断のもとでやられるのは、町の勝手な判断であって、変更されるということは議会軽視と言わざるを得ません。町長これは問題ないのかお伺いいたします。

○町長（東 高士君） 米田議員の御質問について回答させていただきます。

この期間につきましてはいろいろ御協議をし、確認をしました。他の自治体の状況も鑑みて、どういう状況が良いだろうかというふうに考えました。

ただ、1年間約1億円というお金をお支払いをしているような状況であります、約ですね。そういうような状況で、これはやはり町民の皆さんの税金ですので、なるべく早く状況を見て、何が一番いいだろうかということで我々協議して、やはりこういう時勢でもあるし、やはり地域の状況、やはり3年というのがやはり一番適切じゃないだろうか、他の自治体を見ても3年というのが多々ありましたので、だからそういう形で私が決断をさせていただきました。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第2号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定についてであります。31日の議会運営委員会があったわけですが、今日の議会に関して、その時点では、この25日に指定管理者の選考委員会が決定したんですか、指定管理者、候補順位第1位株式会社図書館流通センターから変更するという噂が入って、25日に議会事務局の方で、確認したところ、町のホームページにですね、川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者第1順位第1社の者の決定について、更新日が2024年の1月17日に更新されております。

川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者候補順位の第1位のものの決定について、この指定管理者候補順位第1位、株式会社図書館流通センターとなつてのわけですが、議会運営が始まるちょっと前に議会事務局の職員の皆さんが来て、書類を差し替えるからと言って、議案を差し替え持って行ったら、今度見たら指定管理者が変わってるわけですよ。もう川南フロンティアネットワークということに、また今日の新聞をみとって説明なしに差し替えたわけですよ。今日の新聞を見ますと、事実と異なる公文書を交付していたことを4日わかったと。5日に訂正するなど述べているわけですが、もう31日に訂正したわけですがよ。次から次から副町長は嘘をいうもんだと思うちよ。審査日以降に申請書類に不備があったことがわかったとってとたけんど、文書に不備があればですよ、審査のときにわかるはずですが、それなりの見識を持った委員の皆さんじゃかいよ。これ自体もおかしいっちゃけんど、役場の課長も何を考えとつとかわからんち言われてたですがこれ見てね、僕は言うたですよ、何も考えとらんちゃねえとかいち、教育長も、選定委員になつとるかいはいますが、教育長もこの文書の申請書類に不備があったとは気がつかんかったとですか、5人おったが1人も。優秀な教育長や選定委員がおられて、優秀じゃあんまりない副町長が気づいて、他の人が気づかんちゅうともこれ不思議なもんじゃがよ。いかがですか。教育長。

○副町長（河野 秀二君） 教育長への御質問かと思えますけれど、御説明するのにかなりの時間がかかります。もし議員の方が御理解いただければ全協の部屋で御説明させていた

できればありがたいのですが、よろしく御審議をお願いします。

○議員（児玉 助壽君） この後全員協議会を開いて、慎重に審議したいと思いますので、納得のいくような説明をお願いしたいと思います。そして委員の人に同意を全員からもらったことも、全然差し替えるときにもそういう説明も何もせずに差し替えておるわけですがよ。過去に20年ぐらい私は議員をしているけれども、議案の差し替えは何度もありましたけれども、ほとんど誤字か脱字、数字の間違いぐらいでした。事業者の変更するちゅうなんはよほどのことじゃないと。今まで経験がねえしてびっくりしたわけですがよ。25日ですかね、選考委員の人からですよ。今度提案する案を変更するけど、こうこうこういう理由で変更することになったかい、それに賛成してくださいっていうようなよ。議会の表決に影響を与えるような電話はありましたけど25日にですね、委員の方の理由は全然違うかったわけですが、この文書に不備があったという説明じゃなかったですがよ。どっちが嘘か本当かわからんかいもう、全員協議会でその人も参考人として、招致してもらえればと思っておりますが、次から次から嘘つきよると、もう最後には逃げられん事になりますよ。副町長。

こういうことをそう言い続けとつとですよ、今のちょっと議案とちょっと道から外れるけど、漁協の組合長に、優越的地位を利用して、漁業の組合長に脅迫めいた文書を送付して謝罪やら誓約書を書けという文書を届いておりますけど、あの文章も、組合長が暴言を吐いたちゅうなんが書いてあるけども、実は暴言を吐いとらん、副町長が逆に暴言を吐いたっちゃないですか。そういうふうにとられても仕方ないですよ。おそらくこういう同意、新聞で明らかになつとるわけですが、新聞は嘘はつくことは、なんぼ副町長でも嘘つくことはできんと思うが。こういうとを知ったらですよ、この失格となったこの図書館流通センターはよ損害賠償を請求しますよ。やっぱりちゃんとした理由で失格をさせるならさせんとですね。その場逃れの理由で、図書館流通センターのですよ、信頼を貶めるようなことをしよつたらですね。損害賠償じゃすみませんよ。その上名誉毀損や何やついたら莫大な損害賠償を町が払わなならん結果になると思います。これは議決して、このまま通つたらですよ、町民が払うことになるわけですが、否決されれば復帰した場合も差し替えた側の方にもそういう権利が生まれてくるはずですが。そこら辺のことを考えてこういうことをしよつとですか。私はその選考委員の方からですね、そういう電話がかかってきたときに、後で断つたわけですが、選定委員の方の品格を貶めるようなことになるから、私はそれには賛成できんっていう風に答えたわけですがね。賛成しちゃれということは、俺の性格知らん人だろうと思うとよね、賛成せいちゅうたら反対する性格じゃかいよ。ちょっとあんまり頭んええ人かなと思っちゃけん、副町長、もし損害賠償を請求した場合は誰が弁償責任とつとですか。

○副町長（河野 秀二君） 想定したことをお話されましたので、現時点で私からお答えすることはできません。

以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） もうちょっと言う意見をまとめて端的にお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 議長からそういうことを言われるとは夢にも思うとらんかったけど。想定しとらんということだが、やっぱり物事をするにあたってはですね。先を想定して仕事せんのですよ。もう何もかも成功するような考えで世の中を渡っていかれると思っておられるようですが、今までそういう実績があられたとか知らんけどですね。ちっとそれはおかしいと思いますよ。先のことを想定して、それはわからんけど。自分が若い時いろいろ冒険しましたがあっちこっち魚が釣るってわけわからんように見て、あっちこっち行って、不漁に陥ったが、やっぱ想定せんでやったかい赤字を出したっちゃけん、ちっと最近、そういうことがねなったけれどもね。町長の職務代理者ともあるもんがですね、やっぱり先のことを想定せんで仕事をするってことはおかしいと思いますよ、副町長。いかがですか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほども申し上げましたけど、御説明すると、経過報告を全員協議会でさせていただければというふうに思いますので、そこで時間を割いていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修君） 議案第2号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について質問させていただきます。まずホームページについて、町長また教育長にお尋ねします。1月17日の段階で町のホームページにプロポーザル審査の結果が通知されました。これは掲載されました。その中では、1位として、図書館流通センター、いわゆる通称TRCと私達は呼んでおりますが、そこが掲載されておりました。ところが、2日後だったと思います。削除されておりました。これはいつ誰が何を目的にこの削除を行ったのかを御質問させていただきます。これは町長、教育長にお願いしたいと思います。

○副町長（河野 秀二君） 私が担当職員にお願いして削除していただきました。ただ、いろいろ今から御質問されるかと思えますけど、最初から最後までずっと説明をして、その話を聞いていただいて、その後にもまた質問していただけるかとよろしいんですけど、説明が長くなりますので、さっきもお願いしましたけど全員協議会を開いていただいて、御説明させていただける時間をいただければというふうに思います。どうか御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 浩一君） 議案質疑ですので、しっかりと回答してください。

お願いします。

○町長（東 高士君） 今の削除の件につきましては、副町長の答えたとおりでございます。

以上です。

○教育長（長曾我部 敬一君） 削除されたことについては認識しておりません。わかりません。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 全くもって質問した回答をいただけないということが、この指定管理者の件に関しては、全く今日の新聞に載せられた内容と、誰も理解できないままにうやむやにされてしまいそうな気がして、ものすごく怖い思いがあります。

それでは次の、この後の全員協議会でいろいろ副町長がされるということですので、そこでまたぶつけていきたいと思えます。

では、総合教育会議の中で、次点候補者の説明をされたという情報をいただきました。その推す、次点候補者を推す理由としてどのような説明をされたのか。その中にどのような発言をされたのかを副町長求めます。

○副町長（河野 秀二君） ですから、その事も含めて、全員協議会で時間をかけて説明させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

総合教育会議では、会議のときには既に資格がないというふうに教育長と相談しまして判断しておりましたので、2社のうち1社が資格がなければ、もう選択肢がないわけですね。1社しか、ですからその会社の説明をいたしました。

以上で終わります。

○議員（中瀬 修君） 私のところに、その話はもう一つ前の、別のことで届いたような気がします。それは町の川南町に関する業者に税を使うべきだということを言われたような話を聞いております。それと今言われた失格事項、いわゆる規定に違反するっていうところで、図書館流通センターの中に書類の不備があったと。それは受付の段階で審査されると思うんです。書類の整理っていうか、持ってくるもの。その中のチェック項目はどの機関でもあると思います。その機関の中でまず窓口となったところがミスをしたのか、審査委員、いわゆるプロポーザル当日まで誰も気づかなかったのか、そして結果が出た図書流通センターに対し、私だったらこう考えます。失格ではなく再提出を求める。この件に関していかがでしょうか。

○議長（河野 浩一君） ちょっと後から説明するという話ですけど、時間がかかってもいいから今ここで回答してもらった方が、皆さんが納得いくんじゃないかなと思います。

よろしく願いします。

○副町長（河野 秀二君） 時間長くなりますけれど、少しの間、お話を聞いて説明を聞いていただければというふうに思います。

一昨年夏頃だったでしょうか。町民の方から、現在管理している会社の件で私に説明がありました。詳細は申しませんが、気になる点でしたので、その後、過去4年間の実績を調べました。過去4年間といいますのは、令和元年2年3年4年のTRCとの契約金額、

それと支払実績、当然この契約は、私は一般的に実績に求めてされるんだらうというふうに思ってましたけれど、調べましたら協定書に基づいた金額、結局お金が余っても余らなくても、追加分とかマイナス分は清算しませんというような内容になっていると聞きました。私はそれはおかしいと思いましたけど、協定書がそういうふうになっておれば、もう仕方ないなど、過去のことでですから、それをトータルしますと、4年間で約758万8744円支払い、一般に清算すればですね増が発生していました。通常一般にいう契約でしたら清算すべきじゃないかと私は思いました。そこで、他の自治体のTRCが他の自治体等を行っている契約内容を調べました。全国の何点か。そうしたら大都市の方では清算をしていました。かかったほどを払うと、はい。ただ小さな修繕については、お互い双方で話し合っただけで支払うということでした。私はこれでいかなんとも思いましたから、今年度から光熱費、電気代、水道代、灯油代ですねそういったものは、町で予算を組んでするようにというふうに課長に指示しました。その中で、実績を求めた中で、TRCの実績を見ますと事務費がですね800万になったり400万になったりしてるんですね。年によって。ここにありますが、なぜこんなに500万ぐらいの400万の差が出るのかということに疑問に思いましたので、担当職員に、今年度募集要項の中に、算出根拠がわかる資料の添付をしてほしいということ担当課長と職員に指示しました。その結果、上がってきた書類の中にそういう書類が片方の会社にはあり、片方の会社にはありませんでした。結局現段階で、明細書がないのにですね、明細書を書いてほしいということを書いているにもかかわらず書いてないということは、資格要件に該当しますということが書いてあります。募集要項の中に先ほど中瀬議員が言われた指示しなかったのかという案件に関しましては、一般に入札でするときに数量漏れがあってもですね、それは業者の責任なんですよ、落札1億にしたら1億で仕事するしかないんですよ業者は。役所が1回1回あなたは数字が漏れてますよと、そういうことはしません。私の常識ではそうです。ですから本来会社が出したものはそれが全てなんですよ、はい。漏れておいて職員が気がついたとしてもそれを、いやお宅はここが漏れてるから訂正して出してくださいと。そういうのは私はないと思います。私が経験しただけではありません。ですからその時点で受け取ったわけですから、受け取って審査をした中で、後で私は気がついたんですけど、受け取って数日後にチェックしました。片方の業者はないという気がつきましたので、そこに付箋を貼って、当日審査会で説明するつもりでしたが、ちょっと頭から飛んでしまって委員さんが帰った後に、報告というか、自分でですね、しまったと。翌日教育長と相談してこういう結果ですよと。そこで弁護士に相談しました。役場が協定結んでる弁護士ですね。その弁護士の方から、やはりそれぞれの委員に意思確認した方がいいよねということでしたので私は回りました。行ってすれ違いで会えなかったところもあります。それは口頭でしました。後で私も頭にはてなが浮かんだんですね、やはり書面ですべきじゃないかと思って、再度2回目に弁護士に相談しました。そしたらやはり書面で取った方が間違いないよねというこ

とで、失格した判断に対して各委員に説明してまいりました。一番最後は川添委員になりましたけど申し訳なかったと思うんですけど、何回か行ったけどちょっと会えてないです。7名のうちに、5人の方が署名していただきました。私は理解してもらったから署名していただいたとっております。2名の方が、1名の方はTRCがいいと。名前ちょっと出しましたけど川添委員さん、申し訳ありません。不安だと。川南フロンティアがですね、ということをおっしゃられました。先にTRCに送った文書の資料の一部に私が誤りに気がつきましたので、今日、訂正のお詫びの文書を出す予定にしております。議会が終わりましたら、申し訳ありませんでしたということで、以上が大まかな流れですけど、何かまた御質問等があればお答えしていきたいと思っております。各委員に資料は全部準備して、委員会で説明する準備はしてきておりますので、大筋としては今の流れが流れとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 今副町長のちょっと。先にですね、今回の顛末というか、多分傍聴される方もよくわかっていらっしゃらないのかなと思うので、ちょっと説明というか、ちょっと私の調べた範囲の中でもし間違っていれば、また質問の後に副町長、訂正をお願いいたします。

議案第2号の川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、提案として川南フロンティアネットワーク、名称ですね。代表者が一般社団法人宮崎公共・協働研究所代表理事、原田隆典様が代表としたところの提案で出されております。経緯として、まず公募の周知として募集要項の配布が、令和5年の12月13日から28日間です。例年でしたら10月ぐらいに行われるはずなんですけども、まず質問の一つはそこを一つ、なぜ10月にできなかったのかということを経験の中で覚えておいてください。それからその後、説明会が令和5年12月18日の2時からです。申請書類の受付期間が令和5年12月19日から令和6年1月10日、提案審査、プレゼンテーションですね、プロポーザルって言いますが、令和6年1月17日にTRCに決定をいたしました。この委員は、ちゃんと条例に基づいた指定管理者選定委員が選ばれております。1番副町長、2番教育長、3番川越教育委員、4番落合図書館協議会長、5番森田文化連盟会長、6番鑪野自治公民館会長、7番内山田社会教育委員の7名の方でプロポーザルが開かれ、それぞれ得点差があります。一番多い人で、TRCにマイナス25点、とマイナス21点とマイナス1点、あと3名の方がTRCに対して川南フロンティアが素晴らしいということで、そうですね。あと4名の方は、プラス18点とかTRCがプラス18点、プラス15点、プラス7点、プラス11点というその中で、最終的にプラス4点差でTRCが決まっております。

1月22日総合教育会議が開かれまして、本来参加できない副町長が参加をし、報告として、図書館の指定業者はプロポーザルで決定した1位のTRCではなく、川南フロンティア

ネットワークに決定したと報告がありました。理由は、この教育委員の皆さんの理由は、川南関係者に税は還元すべきという理由であったそうです。もちろん教育委員の方たちは報告ですのでそれに対しての質疑とかはできませんでした。1月23日これまでTRCで決定というホームページを午後3時頃に削除しております。TRCの方では、やはりその選定結果の通知が届かないとか、ホームページで決定した事項が削除されているということを申し入れをされたみたいですが、教育課の回答としては上司の指示でこのような状況であるということで、真意はわからないという返答であったと聞いております。そして、1月31日の議運が開催される前に、私ちょっと早めに議運の席に着いたときには、TRCとなっていたんですね。教育委員会、総合協議会議では川南フロンティアネットワークが言われて、1月31日の朝8時35分の段階でTRCとなっていて、急遽、議運の前に差し替えられて、今いう川南フロンティアになりました。

今回この新聞の記事になった経緯ですけれども、この記事ですね、文章の訂正。これはTRC、さっきからTRCといいます図書館流通センターに出された文章の中に、結局1月31日付で、公文書で副町長の名前で教育委員会にて提出をされております。2月1日に教育委員会がTRCに対して失格通知を出しているとのこと。その文章中に、この失格の件に関しては、審査日以降に各委員へ申請書に不備があったことを説明し、失格することを委員全員が同意したとあります。で、先ほど言いました、1月31日付けで全員の同意が取り付けているはずなんですけれども、私が確認したところでは、2月2日に運営委員に対して同意の取り付けに回っていると聞いております。この行為は、1月31日付で出された行為は、これは公文書ですので、公文書偽造にあたるのではないのでしょうか。訂正で済む世界で済むのでしょうか。失格通知の理由の指定管理業務文書の3ページ、収支計画書の算出根拠となる資料の添付がもしなければ、先ほどのように本当におかしいですよ。プロポーザルに参加資格がないとなります。そのときは審査会で言おうと思ったけども何かこんがらがってと、そんな理由では審査委員が進められません、まして委員長ですので。きちんとそれは出すべき書類としては不備がなかったということでプロポーザルが始まったはず。これは、このようなもしそれであれば、これは教育委員会、これは審査に対する冒涇ですよ。ちゃんと種類が揃ってないのに審査をさせるということは。まして今回そのようなことになる。

副町長、これらの顛末間違っているところがあればぜひ教えてください。

○町長（東 高士君） 今、徳弘議員が、総合教育会議に副町長は本来参加すべきではないというようなことをおっしゃいましたけれども、総合教育会議の議長は私です。議案関連に関係あるものは参加させることができるように法律で定まっております。それで私が参加するように命じたわけ。それを何か参加できない人間が割り込んだような表現をされましたけど、それは訂正をしていただきたいというふうに思います。

○副町長（河野 秀二君） 確かに 31 日か 1 日だったと思います。私の名前で教育委員会に全員同意というのを出しました。で、誤りに気がつきましたので、週末を挟んでましたので、今日、議会が終われば終わった後にですね、TRCにお詫びの文書を出すように考えております。それから先の方の質問で、なぜそれだけの日数が準備にかかったのかという、いう御質問に関しては、直接私作業しておりませんので、担当職員でないとわからないと思います。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 今までかつてあり得ないようなことが、川南で今起ころうとしています。本日、この臨時議会に対しては庁舎内全てに館内放送されております。

確認いたします。これらの顛末、町長は庁議、結局課長会ですね、の中でこういうことを図っているんですか。課長はどこまでの範囲でこの顛末をご存知なんでしょうか。

○町長（東 高士君） 庁議においては、この件についてはお話ししておりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） これらのことは教育委員会の所管であります。教育長、これら全て、例えば審査プロポーザルの審査も教育長がちゃんと参加されております。多分席順でいくと多分、川南フロンティアが素晴らしいということで、TRCとの差をつけております。知りませんということで通らないですね。この顛末は。教育委員会で作されてる書類ですので、それが通るんですかね。これらのことが当たり前に通って、これが議会でこのまますんなりと通るではあれば、議会軽視も甚だしい。

先ほど言った川南フロンティアが書類を出していたというのがありますけども、実際はまだそういう指定管理を受けたことのない業者が何を根拠にその数字が正確なのか、元々の参考資料の中にTRCがあったんじゃないですか。そこあたりはまた後で全協ではしますけども、おかしいです。明らかにおかしいです。

最初、町民から夏頃にTRCに対しての不満があったからと言われてますが、まるでTRCを選びたくないような感じでしか聞こえないんですね。もう最初から第2位の川南フロンティアにしたいという流れにしか聞こえないんです。川南に税金を落とすからとか言って教育委員の人たちは、そうなんだと言われればそうかもしれません。そういうことがまかり通るような、今の議会、川南町政。教育長、どのようにお考えでしょうか。教育長の名前で全て出てます。教育長も審査に参加しております。ぜひお答えをお願いします。

3問しかできませんので。

○教育長（長曾我部 敬一君） 御質問についてもう一度お聞かせください。私就任2か月がちょうど経ちまして、これ以外にたくさんの統合問題とか、あるいは小中学校の学校内の先生方の問題とか、そちらの方、また今学校長等の査定とかいろんなものが来ているので、それについてのちょっと理解できない部分があるので、もう一度今の質問をもう一度お聞か

せ願えればありがたいんですけれども。

○議員（徳弘 美津子君） わからないじゃなくて、その場に参加をして、教育長はあれですよね、ちゃんと教育長という町の三役の中で選ばれてます。同僚議員も素晴らしい教育長と聞いて私も教育理念はすごく素晴らしいと思ってます。一つ一つの議案にきちんと向き合っていたかかないと、その責務は十分あると思うんです。だから今回の顛末わかります。わからない。御自分が点数をつけたんですよ。TRCとフロンティアに、マイナス21点で、やはりそれはフロンティアが素晴らしいという何かがあったわけですよ。そういうことで、でも結果的にその決定をしたTRCを資格がないという理由、それも本当に後でまた調べますけども、その収支計画の算出根拠がないとか言いますけれども、それがそういうことが通るって今の川南の教育委員会。あくまでこれは教育委員会の責務です。副町長からすごく翻弄されてるようなんですけども、やっぱり最終的な責任は教育長にあると思うんですね。だから教育長どう思いますかと、この今回の図書館指定管理者について。当たり前の議案が出されたと思っていらっしゃいますか。当然な。それだけでもお聞かせください。順当に調査されて整理されて皆さんで点数をつけて、僅差でありますけれど4点差でTRCが取りました。10年間の実績があるTRCではなく、全くわからない、本当にわからないですよ、フロンティアネットワークはどうか、私達は。その根拠もない。だから委員の皆さんが責任において点数をつけたわけです。その責任を覆して不備があるからといって回られた副町長に対して教育長としてどのようにお考えなのか、一言でいいです。

○教育長（長曾我部 敬一君） 一言で申せば、っっておっしゃいましたね、一言。

その前にちょっと私ごとで、私の感じていることを言わせていただけると、この件について私、教育長としてその採決っていうのが、教育委員のその採決する立場ということを誰も聞いてない。だから、課長さんの方からこれがあるから教育長として行ってくれということから始まって、それから私は誰が来るかということもわからないし、説明があるということしか理解してないままその日を迎えて現場に行っただけです。そこで私の立場としてはそういう説明を聞くために、っっていう思いで来たんですね。ところが、その場で初めてそれで採決をするんだということをそこで初めて知ったんです。周り見たら、採決する方がいらっしゃいましてその一員で、結局7名いらっしゃるということをその場で、気がついてわかったんですね。それで、採決しなくちゃいけないということで、その二つの立派なプレゼンテーションの中で聞かせていただいて、そのように私の方は自分が感じるまま採点させていただきました。それしか言えません。はっきり言って、以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子君） 非常に青臭い見解なんですけど、私とにかく活字が好き、本が好きで、結果として中学校の社会科の教員になったんだなと思っておりますが、図書館にどれだけ助けられたか、子供のときから学校の図書の教室のほうから。それで皆さんにお聞き

しますが、私この川南に連れ合いが先に越してきて、約 20 年、町の図書館、誰も友達がいなかった、誰も親類がいなかったので私の友達は図書館でした。図書館でこの街の歴史を読みました。本当にびっくりしました。ある意味でいろいろ聞くより良かったかなと思ったりもしますが、それから、本当あまり皆さんとお会いしてないんです図書館で、行ってますか。図書館に。傍聴席のある方は、はい、はいそれでね、私ね、思うんですが、皆さん、図書館の原点、いますごく、なんていうかな、事務的なことで話し合いになってますが、9月の議会で、同僚議員がものすごくお金がかかっているとTRCのことに、私もそうだなと思いました。図書館のことをわかっているつもりです。それから図書館で大事なことはしっかりゆっくり読書できることなんです。聞いたりできることなんです。それができてるかっていう質問が、質問というのは、ひょっとしてそのアンケートとか、審議会の中でその話し合いはなかったんだろうか。私は一番大事なのは、町民が本をゆっくり読める。それを皆さんは認識しているんだろうかと思います。一番私が来た頃は直営でした。図書館はこの方中におられる課長さんの1人が何かとお話をしたこともあります。はい、それでどうですかね、今のあの悪口は言ったりいいことも言いませんが、今の町の図書館は他の町の図書館、この辺の図書館は全部行っております。県立図書館、宮崎市立図書館、全部行ってます。この辺の図書館は高鍋以外は皆行っております。そういう図書館を見て、そういう利用することの、そこら辺のことに全然話が及ばないので、その辺を教育課に聞いたらいいな町長お聞きします。はい。

（ 議案質疑との声有り ）

議案質疑のつもりです。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

10 分間休憩します。

午前10時20分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

乙津議員の質問に対して返答ありますか。

○町長（東 高士君） 図書館に対する認識だろうと思います。私自身のことを申しますと、私も小学生の頃から非常に図書館も好きで、伝記もの、要するに偉人たちの一生といいますかね、それを書いたことをずっと読んでおりました。おかげで小学校にある図書は全て読破した記憶があります。小学校のちょうど6年のときにですね、うちの親父が日本の歴史という本を買ってくれまして、それでそれもずっと読んで、それで日本史が非常に好きになったということがあります。やはり、歴史を知るっていう、読書をするということによって

知識を広め、また人間が広くなるというふうに私は思っております。心の豊かさと申しますか、そういうのを与えてくれるのは図書館じゃないかなというふうに思ってます。そういう認識です。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子君） この図書流通センターの質問ですけど、先ほど徳弘議員が質問されたことにまだ回答をいただけてなかったのもお聞きしたいと思います。図書選定管理の募集は通常10月なのに今回12月になってます。図書流通センターの方ももうそろそろ募集があるのではないかとということで、関係課に問い合わせをされたようですけど、今回なぜ12月になったのかを教えてください。

町長、教育長をお願いします。

○副町長（河野 秀二君） 先ほど、お話ししたかと思うんですけど、事務局の方でそういった作業はしておりましたので、町長も私も、ことについての詳細についてはわかりません。多分忙しいから遅くなったんだろうとは思いますが、以上で終わります。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

通常だと10月に募集というところがなぜ遅くなったかということですけど、一つの理由といたしましては、今回ですね、いろんな物価高騰そういった影響があったので、その内容ですね、今回指定管理料の中に電気代等を含まないという形で積算をしております。この辺の検討、それから先ほど副町長の方からありましたように清算をしないというお話があったんですけどこちらも調査研究をしてですね、他のところを見ますとやはり実際にかかった額で清算を行うという行為を行っておりますので、そちらも仕様の中に織り込むためにということで、事務作業をしており、それが一つの原因となって少し時間がかかったというところはございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第2号、指定管理の選定につきましての質問ですが、先ほどからございますとおり、このですね指定管理のこの提案がですね、公平、公正に行われたとは私は到底思えません。その中でですね、私がですね、ちょっと確認したいこと、ちょっと4つほどあります。質問させていただきます。

まず、一つ目です。5年ですね指定管理を3年にしたということと、今それこそ、本来は10月ぐらいに公募があるはずなのに、12月にずれ込んだこと含めてですね、先ほど町長はですね、我々は協議をしたと。いうことをおっしゃってます。その我々というのは誰のことを指してるのか一つお聞きします。二つ目がですね、これ新聞にも書いてますけど、副町長は、全員が同意をしていないということ。これは誤りだったので訂正をするということ

です。それをTRCの方に通知をするというふうにおっしゃったのかと思いますが、ただ、事実、同意を得たのは事実でなかった。お詫びをして訂正をいたしますと、いう内容でされるおつもりなのか、そして先ほど積算根拠が出ていないというふうにおっしゃっていましたが、本来積算根拠、申請書類で、これこれこれを出してくださいというのは、公募要項に公募に書いてあります。手元にあります、私も読みましたけれども、本来、その書類が整ってないということであれば、書類は受け付けられなくて、審査に入れないはずなんです。なのに、審査が行われて、結果TRCが4点差で勝ったわけです。そのことをですね、失格の理由として、書類が、ちょっと待ってくださいね。申請における留意点で失格事項、申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合。整わなかったから失格ですよというふうにおっしゃってるんだらうと思いますが、その積算書類ですね。そこまでおっしゃるんだらうたら、積算書類をこの後の全員協議会の場で私達に提示をしていただきたいと思います。2社。私は積算書と言われるもの、申請書類というのも確認をしました。出ております。それを後から皆さんに配っていただきたいというふうに思います。

最後ですけれども、先ほどから教育長はですね、ことの顛末のことはあまり存じ上げないということをおっしゃっていましたが、実際に審査においては、おそらく、教育長は2番目の審査員だったと思います。21点差をつけられております。川南フロンティアネットワークに対して、このことに対して、このフロンティアネットワークに対してですね、高得点をつけてくれというようなことの指示があったのか、なかったのか。これ率直に、お答えいただきたいと思います。

○教育長（長曾我部 敬一君） そういう指示とかありません。一切ありませんはっきり言って、自分の意思で両方をお聞きして、付けさせていただきます。それも自分の感情というんでしょうか、自分が思ったとおりのことを感じとったことをする率直に、付けさせていただきます。以上です。

○副町長（河野 秀二君） 先ほど御説明した分とダブる点もありますけれど、もう一度御説明させていただきます。5年を3年にした理由といいますのは、現在このような状況、社会情勢の中で動きが早いものですから、他の自治体も調べて3年というところもありましたので、やはり柔軟に対応するために5年を3年というふうにいたしました。それから私の文書が間違っていましたので、訂正をしてお詫びをする文書をできるだけ早く出すつもりです。それから積算根拠の資料は、中村議員なんかお手元にあるというふうに言われましたけど、それはもう教育委員会でもらわれておれば、私のと多分一緒だと思いますので。違うんですか。今日準備してますので、後ほど各議員さんにお配りするつもりです。

以上で終わります。

○副町長（河野 秀二君） 協議をしたのかですね。はい、町長と話をしました。

○議員（中村 昭人君） それではですね、まず教育長の今、大変ちょっと失礼な質問だ

ったかもしれませんが、またしかしですね、このプロポーザルの審査を行う上ですね、所管は教育委員会なわけですよ。で、この失格通知。31日付が教育委員会様、教育委員会に宛てられています。そして、この失格通知が出ましたと。この結果について、教育委員会の名前で、株式会社図書館流通センターへ送られております。この失格通知を図書館流通センターに送ること。この川南町教育委員会と書いてあります。これは教育委員会の中で協議の上、出されたのかをお伺いします。それが一つ。

副町長は町長と協議をしたということ。それは先ほど言った5年を3年にするとか、公募の期間が遅れるというようなこと、なんでしょうかねと。この最終的に提案、これは町長が議会に提案するんです。川南フロンティアネットワークという形で今回出てます。なぜこれにするのか。ということは先ほどの失格通知が元になってくると思います。その失格通知は、全員が同意しましたというのは誤りですと、ということです。この失格通知という、こういうのを出しますよということを理解をされて、町長はこの度この提案を議会に提案されているのかを、お聞きします。

それとですね、誤りがあったから訂正をするということですけど、これ公文書ですので、真正な公文書は町民の財産です。それをですね、いけば、言わせていただければ、嘘をついて、嘘を書いて出しているわけです。要するに、この提案となる前提がもう崩れてるんですよ。本来はもうこれは提案して我々は審査するに値しない議案なんです。そのことは御理解されてますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えします。教育委員に諮ったのかということですけど、この件に関しましては、選定委員会の方から失格であるという通知を教育委員会の方が受け、その後ですね、速やかにですね、相手方である図書館流通センターについてお知らせしないといけないという判断から、教育長の専決事項として決裁を取り、その上ですね、書類を持った上で、図書館館長を窓口にしてということで書類をお持ちして、その上で口頭で説明をさせていただきながらの伝達をさせていただいたような経緯になっております。

以上でございます。

○町長（東 高士君） 今回の選定につきましては、いろいろと教育委員会及び副所長の方が選定委員長でございましたので、そういういろんな話を聞かせてもらいました。5年を3年にするってということについて私はすぐ同意しました。これだけ世の中の動きが早い、激しく動いている状況において、やはり失礼な話ですけど本当は単年度でもいいんじゃないかなというふうに思ったんですが、今までは5年だったので、3年でもいいんじゃないかなというふうに判断したのが一つ。それと、このお金約1億円というお金を、毎回支払っております。これは皆さん要するに町民の皆さんの血税です。血税を有効に使うのは我々行政の立場であるし、それを審議していただくのがこの議会でそういう面から考えた場合に、先ほど

4年間の話を副町長がしましたけども、そういう無駄をやっている状況を何とか是正したいなということが一つ。それと、5年先10年先を考えた場合にやはりこういう業者、要するに一部が毎回毎回東京の本社の方に行っちゃうんですね。それで果たしていいんだろうかと、やはり地元の県内もしくは町内のそういう業者を育成すべきも一つの仕事じゃないだろうか。そしてその業務的にできないだったら別ですけども、できるというふうな話を聞いておりましたので、それだったらそういう形で委任しようかと。いうことで最終判断は私が決心をしました。そして、だから、ここに議案を提出をしたという状況です。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 今町長おっしゃいましたけども、最終判断は町長ご自身が下して今回提案したと。その理由が、川南町の関係者の方、税金を使ってやる事業なので、川南町の関係者の方にさせるのが本当だと言ったこと。そもそもですね、そういう理由で提案することがまかり通るんですかこの川南町は。この指定管理者募集要項の中に、町内関係者だったら加点しますよとか、プラス加点しますよとか、そういう審査項目って入ってるんですか。私が見る限りどこにも入ってないんです。仮にそういうことを求めるのであれば、しっかりと募集要項に定めて、それをしっかりと審査委員で審査するべきです。それもなしに、それを後付けの理由として失格にして提案するということがあっていいんでしょうか。皆さん、どう思われます。私はこんな川南町ではあってはいけないと本当に思います。そしてこのことによって不利益を被るであろうTRC。このことがですね、どれだけ重いことか。私は、理解をしているはずだと思います、町長も副町長もですね。しっかりとそこは考えていただきたい。しかも庁議の中で、報連相を大事にしています。報連相はなぜ大事か、町長が最終的に責任を取らなくちゃいけないからですというふうにおっしゃっています。これは先ほどから副町長がずっと答えておりますが、やはりこれはしっかりと責任ということは、これは町長、提案者である町長に私はあるというふうに思っていますので、町長もこれから全員協議会でやりますけれどもいろいろ、しっかりと誠意を持って質問に答えていただきたいというふうに思います。

○町長（東 高士君） 今、中村議員の方からいみじくもそういうことを言われましたが、高所大所に立って最終的に決断を下すのは私です。私がこういう決心をしたということです。それは今まで教育長初め教育課長、教育委員会も含めてそれと副町長の方からもいろんなことを聞いておりました。その中で私が決心をしたことです。最終責任は私にあります。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（三原 明美君） この川南フロンティアネットワーク代表者一般社団法人宮崎公共・協働研究会っていうのが書いてありますけど、この会社の内容ですね、を聞かせいただけますか。

○副町長（河野 秀二君） 後ほど御説明を全協でですね、しようかと思いましたが、まずこの一般社団法人宮崎公共・協働研究会というのが代表で濱門さんですか。なられております。宮大の工学部の先生です。それとこのスタッフの中に、脚本家の方々それから図書館館長経験の方々、それから川南在住の本田さんっていう方がいらっしゃいました。そういった文化人の方々と構成されている会社と、この会社に協力されるOBといますか、経験者の方、そういった方々がこのグループといますかね、を組織されて今回申し込みをされたといいますか参加された会社となっております。

以上で終わります。

○議員（三原 明美君） このフロンティアネットワークさんは、図書の図書経営の経験とか、その図書の本ですね、その本の流通の関係なんかも大丈夫なんでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 川南フロンティアネットワークの中に、川南の図書館で館長を経験された巻さんという方がいらっしゃいます。4年間館長されていらっしゃいます。この方を支えるスタッフ、先ほど言いました町内にいらっしゃる本田さんでしたかね、そういった方々がサポートをするということでチームで運営を、契約ができればですね、サポートしていきたいということで話を聞いております。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第2号の質疑を終わります。

日程第7、議案第3号工事請負変更契約締結についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 議案3号について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案3号は、運動公園野球場改修工事3工区について、工事請負変更の契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、建設課長に補足説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○建設課長（黒木 誠一君） 議案第3号につきまして、その補足説明を申し上げます。

運動公園野球場改修工事3工区につきまして、主な増額変更要因は、野球場のバックネット高さ9メートル、延長46メートルを新規取替えする設計となっておりますが、取替対象のバックネット基礎以外にも、昭和54年建設時の基礎が残されていました。その基礎については、工事施工中に発見されたものであり、当初設計には計上しておりませんでした。工事の妨げになるため、解体撤去処分を行う必要があり、埋設物の数量については不明である

ため、出来高での数量の確定を行ったものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 野球場の建設は国体に関わる事業であります。当然国体といえば国が事業するわけだが、国からの補助が来とるわけですが。撤去費用も国からの補助が来とるわけですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 埋設物の基礎分については補助対象となっております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 撤去費用が補助対象外になったというこっちゃろうが、補助対象でなっとなってこれを見落としたちゅうことは、社長が死んだかい香典代わりかなと思ったけれどもそういうことじゃないわけですね。

○建設課長（黒木 誠一君） 補助要綱の中に元々含まれてない項目です。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修君） 議案第3号工事請負変更契約締結について、質問させていただきます。先ほど、建設課長の方から説明を受けたので理解はしたいんですけど、やはりこれをしないで良い方法というのはないわけですね。いわゆる、埋蔵しているものを、残したまま工事を進めるという方法はできないということで理解していかなくちゃいけないですかね。

○建設課長（黒木 誠一君） 解体するバックネットの支持板の役割ができるため、前回の場合は残したのだと思います。柱造ですと、基礎は砕石で締め固めするなどしてその代わりになったと思いますが、今回、設置するバックネットは基礎が干渉し、以前に設置されていたコンクリートも劣化していたので、今回撤去処分するしかありませんでした。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第3号の質疑を終わります。

日程第8、議案第4号、令和5年度川南町一般会計補正予算第6号を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 議案第4号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第4号は、国より交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、

早急に物価高騰対策のための支援を行うため、給付金や助成金とそれに関連する事務費等の予算計上をするもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億587万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億3915万8000円とするものでございます。

それでは、第1表、歳入から御説明いたします。国庫支出金は、8221万3000円の増額で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

県支出金は、1040万2000円の増額で、物価高騰対策プレミアム付商品券等発行事業（第2弾）の補助金であります。繰入金は1326万円の増額で、財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。民生費は7270万の増額で、物価高騰対応重点支援事業（住民税均等割のみ課税世帯）給付金及び物価高騰対応重点支援事業（子育て世帯子ども加算分）給付金が主なものであります。商工費は3317万5000円の増額で、物価高騰対策プレミアム付商品券等発行事業（第2弾）による電子地域通貨ポイント付与キャンペーンの助成金が主なものであります。

第2表繰越明許費は、物価高騰対応重点支援事業（住民税均等割のみ課税世帯分）4476万8000円、物価高騰対応重点支援事業（低所得者の子育て世帯子ども加算分）1220万8000円及び物価高騰対策プレミアム付商品券等の発行事業（第2弾）3099万円は、今年度内に予算執行完了することが困難なため計上いたしました。

補足説明が必要なところは、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第4号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。10から11ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費の18節負担金補助金及び交付金6970万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得者支援給付金として、住民税均等割のみ課税の世帯に対して、1世帯当たり10万円の552世帯分、低所得者の子育て世帯に対して子ども1人当たり5万円の290人分を計上しています。

以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第4号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。10から11ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金3000万円は、県の物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業を利用し、地域通貨によるポイント購入に対し、10%または20%のプレミアムポイントを付与し、物価高騰等により影響を受けている町内経済を活性化するための費用です。

以上で産業推進課関連の補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第4号について、物価高騰対応に関する国の交付金を使ってする事業についてはですね、今年度は時間がないので今年度は無理だから、繰越明許費で次年度に継続してあるような方ではありますが、おそらく次年度もこういう事業は出てくると思うわけですが、それなりに混同しないようにですね、気をつけて予算を消化してもらい、次年度の分が年度またぎにならないように、年度またいで給付して返還問題が起きないように、予算執行をしっかりとやってもらいたいと思っております。どうですか。

○議長（河野 浩一君） 今の質問に対して返答はないですか。

（ 返答なし ）

○議員（中村 昭人君） 議案第4号、川南町一般会計補正予算（第6号）について質問します。ちょっと2点ほど、この物価高騰対応重点支援事業ですね、住民税均等割のみ課税世帯分ということで10万円なんですけど、ちょっと私がですね理解できてない部分もあって、前回の住民税非課税世帯は7万円の1世帯あたりだったですかね。ですよね。今回は住民税均等割のみの課税世帯には10万円ということで、ですけども住民税の非課税世帯は7万円のままですかね。今回は10万円で、非課税世帯が7万円というところとちょっと3万円の差額があるなってちょっと思って、確認なんですけど、それと電子地域通貨ポイント付与キャンペーンですけども今回第2弾ということで、1人当たりの上限とかですね、対象人数がそこまでちょっとわかっていけば教えていただきたいというふうに思います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問にお答えいたします。令和5年5月の臨時議会の一般会計補正予算（第1号）の方にも計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、このときに、物価高騰重点支援事業低所得者支援分ということで、市町村民税非課税が課せられていない世帯にこのときに3万円を給付しております。このときが、国の補正予算ということで計上されていたようですが、今回、予備予算ということで、新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という形で7万円の給付になっております。合わせて10万円が非課税世帯に渡されるということになっております。

以上です。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。1人当たりの上限の想定はということなんですけど、現在のところですね、月1人当たり3万円、それを5か月で15万円、上限をその程度で今考えております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） はい、わかりました。ということは住民税非課税世帯と均等割

の課税世帯含めて、10万円の支援があるということの理解でいいですかね。と今の1人当たり5万すいません、3万円を5回ってということですね。1人5回OKということですかね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第4号の質疑を終わります。

日程第9、議案第5号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 議案第5号について御説明を申し上げます。

議案第5号は、物価高騰等により影響を受けている町内経済活性化のため実施する事業に伴う予算計上であり、歳入歳出それぞれ2億1000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億5448万6000円とするものでございます。

歳入につきましては、物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業に係る事業収入の増額であります。

歳出につきましては、事業実施に伴う電子地域通貨事業費の増額であります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

以上終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

しばらく休憩します。

会議の再開は午後3時といたします。

全員議員控え室に移動願います。

午前11時15分休憩

午後3時05分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

本会議は、臨時会につき、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないようですので、委員会付託を省略し、討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第1号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

議案第2号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（米田 正直君） 議案第2号、川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、原案に反対する立場で討論を行います。

川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者選定委員会において、プロポーザルによる審査が行われ、その結果は審査会翌日にホームページにて掲載されました。株式会社図書館流通センターが、今回提案されている川南フロンティアネットワークを審査得点で上回った方であり、ところが、指定管理者候補第1位の座から意味不明の失格理由を挙げ、引きずり下ろされています。このような理解しがたい提案については、毅然たる態度で原案に反対するものであります。

私の反対討論に多くの議員の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（三原 明美君） 議案第2号、川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論を行います。

私はこの議案第2号出たことについて、私は大変よかったと思っています。なぜなら、

今の指定管理者のまま、また5年間も続けば宝の持ち腐れです。施設は雨漏りはあるものの綺麗です。本を探すのも、検索用の機械を使えば本の場所がすぐわかる、わからないときは職員さんに聞けば教えていただけます。また、約11万冊の蔵書があり、おはなし会・図書館まつりなど、年間を通して様々なイベントを開催。えっ、それなら別に宝の持ち腐れではないんじゃないのではと思われるかもしれませんが、今言ったことは当たり前のことです。今の指定管理者さんでなくてもできることだと思います。今の図書館は、町民が行きたくなくなるような図書館になっているのでしょうか。広くて綺麗なエントランスを利用して何かやろうという考えはないのでしょうか。図書館に入っても、右側の壁に貼ってあるポスター、情報も大事ですが、あそこでなくてもいいのでは。あのいい場所には、川南町の子どもたちの絵を飾るなどの考えはないのでしょうか。また、喫茶コーナーは電気が明々としています。人がいません。せっかく食べるスペースがありますが、食べたくなくなるような部屋には程遠い。例えば、土曜、日曜にはパンが売られている、お弁当屋さんがある、といったような子どもたちが図書館に来て勉強を続けるのにあたってずっとそこにいられる。そういう図書館になっているのでしょうか。図書館に来てもらうための努力をされているようにはとても思えません。きっと川南町のために努力をしなくてもお金は入るからなあと思いたくなります。それに私が経験したことですが、ある会の発表会で、書道の作品を壁に飾りたいので、ポスターを3日間外して欲しいとのお願いにOKをいただいたのにも関わらず、なんとまさかの当日、駄目そんなこと誰が言ったのですかと怒り口調で言われました。また、3日間借りていた部屋にも鍵が掛けかけてあり、最終日の1日しか使えませんでした。私達、川南町民の施設なのになぜこんなに嫌な思いをしないといけないのでしょうか。私は長い間この会に入ってドームを借りてきましたが、最近では職員さんの方の態度が横柄に感じます。5年間という長い契約で、マンネリ化を産んでいるのではないのでしょうか。こんな嫌な思いをするくらいなら、わざわざ東京の企業でなくてもいいのではないのでしょうか。宮崎県にあるなら、地元の企業を使ってもいいのではないのでしょうか。宝の持ち腐れにしないためにも変えようではありませんか。

○議長（河野 浩一君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（中瀬 修君） 議案第2号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、原案に反対する立場で発言させていただきます。1月17日に川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者選定委員会プロポーザル審査が行われました。結果として、現在、指定管理者としているTRC図書流通センターが確定、それがホームページに掲載されましたが、ある時期削除されました。その削除された理由としての発言が、先ほどの議会の中での副町長からの説明にもありましたが、書類の不備ということが理由でした。失格という形で、今回の取り下げという形になったことにとっても驚いております。不満を感じております。こういう審査が行われる委員会があつてしかるべきものなのか、このような形で次

点であった団体に町の図書館をお願いするというのが本当に正しいのかどうなのかというのがすごく不安ということで、私は反対という形をとらせていただきます。以上です。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（養原 敏朗君） 議案第2号について賛成の立場で討論いたします。

今回の指定管理者の提案については、提案者、事務取扱者については、多くの混乱を招いたことは、事務処理について混乱を招いたことは大いに反省すべきで恥ずべきことだったと思います。それらを総合的に考慮した上でも、町の大事な文化ホール図書館を町民に利用促進することによって、町民の福祉向上に繋がることが唯一最大の願いであり目的です。私は、指定管理者の選定委員ではなく気が引けるところであります。全員協議会の中で、2者の指定管理申請書類を拝見いたしました。その結果やはりここは、今回提案の川南フロンティアネットワークに期待するしかないと判断いたしました。議員の皆様の高所からの判断をお願いして賛成討論といたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子君） 議案第2号川南文化ホール川南図書館指定管理者の指定についての原案に反対の立場から討論します。今回の提案は不正そのものであり言語道断だと思います。どう考えても筋が通らない。そもそも地域の文化ホール図書館は、その地域の文化の中心拠点であり、地域住民の精神を豊かにし、文化力を向上させるものだと思います。その意味で文化ホール、図書館に行けばその地域の文化の度合いが見て取れると思います。川南町の文化ホール、図書館は感じが良く使いやすく誇れるものではないかと思ってきました。今回の川南町文化ホール、図書館複合施設指定管理者選定は私にとって腑に落ちないことばかりです。私は初めから指定管理業者は決められてその方向に進められてきたのではないかと疑ってしまいます。この選定が誰から見ても、公平でフェアに行われていたか疑問です。一部の関係者によって意図的に誘導されたのではないかと疑ってしまいます。私が疑問に感じている点は次の事柄です。

1 指定管理者審査会で点数が高かった株式会社図書館流通センターTRCに指定しなかったのはなぜか。

2 ホームページ上でTRCが指定管理業者に決定したと掲載しておきながら、すぐに削除したのはなぜか。

3 そもそも指定管理者の審査募集は、通常10月なのに12月に行われたのはなぜか。

4 議会の予算審議では、契約期間が5年としているのに、3年にしたのはなぜか。

5 TRCの失格について申請書類の不備を指摘していますが、募集期間もしくは発表プレゼン時になぜその旨を伝えなかったのか。TRCは全国的な会社であり、かつ川南町においても実績を積んでおり、あまりにも不親切ではないのか。

これらの質問に対する答弁には全く納得できません。執行部は、これらの疑問に十分な

説明責任を果たしていないと思います。それからもう一つ私が納得いかないことがあります。それは指定管理者審査会における審査のあり方についてです。情報開示請求で手に入れた審査結果を見てみると驚くことがわかります。この審査は、採点項目が10割、1項目10点なので、1事業者最高100点満点で採点してあります。審査委員は7人でした。7人のうち4人が、フロンティアよりもTRCに高い点数を入れています。結果はTRCが536点で、フロンティアが532点でした。ただ、注目すべきことは、2人の審査員が20点以上の差をつけてフロンティアを押し上げていることです。そのうちの1人は25点の差、もう1人は21点の差をつけています。20点以上の差をつけて採点を行うということは、審査委員があまりにも偏った見方をしていると思われます。TRCは川南町において、過去10年間指定管理業務を円滑に行ってきたと見えます。一方フロンティアは、まだできたばかりで実績のない事業者です。そうであるのに、20点以上も差をつける審査委員が2人いるということは、厳正かつ公正な審査が行われたかどうか、どう見てもおかしいと思うのです。TRCを落としてフロンティアを有利にする意図が見て取れます。フェアではない。このような審査がまかり通るならば、川南町民を愚弄するものだと思います。このような不正はやめてほしい。このようなことをする審査を許してはならないと思います。ちなみに審査を必要とする多くのスポーツや文化競技などでは最高点数と最低点をつけた審査用紙を除外して、残りの審査用紙で総合点数を算出する方法をとっています。

この筋の通らない案件を通せば、川南議会は町民からはもちろん、他の自治体からも笑われてしまいます。議員の皆様には、よくよく考えて採決をお願いします。

以上をもちまして、反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 議案第2号川南町文化ホール川南町立図書館の指定管理者の指定について原案の提出について賛成討論を行いたいと思います。

私は大きなこの会社はですね、TRCというところはだいぶ大きいですわ。ちょっとですね大きすぎてですね、全国に6か所ぐらい指定管理を受けているのかな。働く人がじゃあどうなのかなということちょっとですね調べてみました。働く人がですね、どうか、何人もの人がボーナスが出てないみたいなんです。今ですね、働いてですね、ボーナスも出ないということだったらですね、これは大きな会社といえどもですね、上がですね、利益を吸い上げてこの田舎の末端の働く人にはですよ、ボーナスを渡さないということでは、基本的にですね、おかしいんじゃないかと思うんですよ。そう思いませんか。まあいいですけど。そしてこのですね、新しい、私ちょっとメンバー、会社の方をちょっと調べました。元ですね、あそこの図書館長してた巻さんって方ですよ、4年間ぐらい図書館長されてるそうです。やはり私もですね、いろんな人に聞きました。評判がいいんです。非常に人柄がいいと。10年前にTRCになって、図書館長を結局辞めさせられたわけですよ。こういう人材がいて、

そしてですよ、合計金額3年間の見積りも、この新しいですね、会社は金額も安いです。従業員に対してボーナスもですね、出せれるようにこの積算根拠というのが出てます、詳しく、こういう状況を調べてですよ。なぜ今のその大きなTRCがいいとおっしゃるのか、よく考えてください、働いてる方のあれも。そしてやはりメンバーの方にも本田さんって劇場とか、何か劇団運営とかされてる方もいらっしゃるし、トロンドームの使い方もね、いろいろな他の新しいですね、みんなが喜ぶようなことがですね、出てくる可能性があります。いろいろあるんですけど、TRCちょっと変な噂があったもんですから、図書の購入についてですね、少し不透明な部分があるというですね、情報が入ってますけど、これはまあ確認しないとわかりません。

私はやはり総合的に見てですね、ちょっと執行部の手違いがあつてですね、それは良くなかったと思いますけど、ここはですね、この地元を受け皿がですね、今できつつあつてやろうという人がおるなら、地元によらせてもいいじゃないですかこれは。ね、東京のもう600か所もしとる大きな会社に任せなくても地元を育てる、そういう気持ちが必要じゃないかと思います。賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第2号、川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、反対の立場に立って討論いたします。

今、賛成討論の議員の皆様が、好き勝手なことをのたまわっておられましたが、これを川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に則って、この選定委員会が審査をし、最初1月17日にですね、川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者候補順位第1位のもの。この決定についてというホームページがながされておりました。それによると指定管理者候補者第1位が、株式会社図書館流通センターでありました。議会運営委員会が31日開催されておりましたが、そのときの提案されたやつが、この株式会社図書館流通センターになっておりましたが、すぐに差し替えを求められて、議案の差し替えがするというので渡したところ、返ってきたときには、指定管理者の名称及び代表者が名称川南フロンティアネットワークになっておりました。見間違いだったかなと思ったんですよ。事実、今日提案されたともこのいつの間にか変わっておりました。こういうものに賛成をしとったらですね。この選定委員会という人は7名おられますが、いろいろ名前を見ますと、見識のある方です。この見識のある方が決定したものをですね、もう何ですか、公文書偽造まがいのなんで書類不備を理由に失格することについて同意を得ていると。プロポーザル審査で決定した、株式会社図書館流通センターを失格にするということはですね、監査委員が賛成討論されましたが、耳を疑いました。良識ある監査委員であつたらそういうことは言えんと思います。ということでこれを議決した場合はですね、プロポーザル方式で選定された株式会社図書館流通センターが本町に対して、損害賠償を訴えるのではないかと思つて

おります。副町長はそれは想定しておらんとわけわからんこと言いましたが、学校の基本計画を白紙に撤回したとき違約金を支払った経緯があるのに、それを想定しないという執行部を含め、議会を議決する議会、そして選定委員会の委員の皆さんの三者の品格をこれは問われる議案でありますので、原案に反対して、討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子君） 議案第2号に賛成する立場で討論します。執行部の不備、これは大いにあると思います。ただ不正と決めつけている同僚議員の賛成討論にはちょっとびっくりしました。不正ではないと思います。手違いないしは勘違い。それから教育課の中での、教育委員会の中での連絡がいまいちだったんだろうと思います。

さて私は図書館オタクに近いんです。どこの町に行っても図書館を除きます。それでこの近くですけど、新富町にきらりという総合ホールですかね、総合図書館だけでなくそういうのができました。なかなか親切で川南町の人がカウンターにいて知り合いになりました。通ってるそうです。それから都城、これはまた旧デパートを利用したという、これまたすごい。そして木城町のリバリスです。ここにも何かとよく行きます。ここも小ぶりですけど、いいです。それから都農町、小さい古いけどなかなかね、アットホームで家の中で本を読めるような感じがあります。それで私ね一番大事なのは、図書館で大事なのは、蔵書数、インフラではないんです。ゆっくり読めるか、ほっこり読めるかこれなんです、私の思うところでは、正直、川南町の図書館がここ数年、それで私は都農町の方に半分は行くんですけど、もちろんそっちからも借りてます。なんでこんな冷たいねんと、私はマスクを、二、三年前ですけど、マスクをして行きましたもちろん。だけど端っこの方ですごくしんどくなったので外して読んでたら、たっと男の人が近寄ってきて、ばばばと怒られました。そのすぐ後に国会議員が国会の場で、図書館では喋らないしマスクしてなくてもいいんじゃないかとテレビで言ってくれて、私はそやそやと思いました。それから、私の知り合いの男の人ですけど、こちらはホールの方ですけど、ドームの方ですけどね、たまたまよその団体が練習を、コーラスの練習をしているところを覗いたら追い出されたそうです。私はね、私の主人も以前に来たばかりにあそこのホールから素晴らしいコーラスが聞こえて、当時1,500円と私に電話してきました。素人のコーラスに1,500円払ったって、私がアホかってまあそんな感じで思ってたんですが、とんでもない素晴らしいコーラスだった。後で聞きました私も。そういういいホールなんです。私を怒鳴った人、それから私の知り合いを追い出した人、たまたま一緒の人かもしれません。男性でしたが、なんでそんな冷たいねんと思いました。でもさっき、同僚議員の給料のことを聞いて思いました。やっぱ働いてる人にちゃんとお金を払って、私は特にその本を大事にしてくれるところ、川南町から本屋さんが1件だけ、ここ私大事にしています。新鮮な本は本屋さんで、じっくり調べるのは図書館でと思っています。どちらも大事にしたいんです。ですので私は今のTRCですか、については10

年もされてたんですかね、非常にやっぱりちょっと、暖かい、ゆっくりできる図書館を作ってもらえてないような気がしますので、私はそういう意見を持っております。終わります。

○議長（河野 浩一君） 原案に反対者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第2号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について反対の立場から討論します。

私達議会は、提案された議案に対して、審査をすべき事項であります。

今回、適切な方法で指定管理者の募集を行い、指定管理者選定委員設置要綱に基づき、選考委員を教育委員会が任命し、専門性の高い委員の皆様が公平に審査をし、図書館流通センター、以降TRCと言わせていただきます。TRCに決定いたしました。しかし、今回の臨時議会で、決定したTRCを選定せず第2位の業者が提案されました。この顛末は、午前中の議案質疑で様々な視点で問われました。全協でも行われました。これらを踏まえてでも、明らかにこの議案については容認することはできません。議案質疑でも町長が、5年という5年契約を3年としたことに対する下りでも、僕は1年でもいいんですよという、業者を非常に何て言うか軽く扱う発言。これら例えば、TRCでも川南フロンティアでもそうですけど、もし指定管理者を受けたら、どこかから住人の方を連れてくるわけではなくてそのために人を募集するわけです。それだけ重きを持った人員を投入して事業に臨むのが、1年でいいなんて軽くいうことにもとても憤慨を覚えました。

今回、審査で出された書類を認めず、むしろこれまで10年間にわたり、専門性の高いTRCが川南の住民福祉に貢献したことは認めるべきであります。選考委員会でも、TRCのプロポーザルでの評価は高かったと聞きます。指定管理者選定委員会では、任命された方々が正当に審査をした結果です。2月1日教育委員会からTRC代表に失格通知が出され、本日の新聞にも出されましたが、その理由は積算根拠資料の添付なしに失格となっています。失格通知は、今回の指定管理者選定委員長の副町長より1月31日付で公文書として教育委員会宛に提出されています。その文章中、この失格の件に関しては、審査日以降に各委員へ申請書に不備があったことを説明し、失格とすることを委員全員が同意したとありますが、この同意を取り付ける行為は、TRCに通知があった2月1日以降の2月2日、選定委員に対して同意取り付けに副町長が回っており、併せて全員の同意は取り付けていません。新聞でも御承知のとおりです。

これらの行為、間違った文書、公文書偽造に当たらないでしょうか。また、失格通知の理由の指定管理者募集要項の3ページ、収支計画書の算出根拠となる資料の添付がもしなければ、1月17日のプレゼンに参加資格がないとなりますが、不備がなかったから参加できた事実があります。先ほど勉強会で算出根拠となる資料が全協で提示されました。細かく川南フロンティアについては書かれておりますが、算出根拠の積算書としては、両事業所でも出されている現実があります。内容についてはそれぞれのカラーで出されております。不備

があるかないかというのは審査会の中でそれは問われるべきであります。もし不備のまま審査に挑ませる行為があるのなら、副町長が言うのを忘れていたとか言っておりますが、これは選定委員に対しての軽視であります。何の落ち度もなく公平に審査された結果を、そのような事実に関して教育委員会は、住民に、TRCに説明ができますか。議会としてこのような議案を通すようでは住民にとっても顔向けができません。議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（ 賛成討論なし ）

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（中村 昭人君） 議案第2号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

文化ホール及び図書館は、町民の芸術文化、教養の向上及び生涯学習の推進並びに福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置された施設であり、2014年から町の直営から指定管理者制度へ移行し、これまでの10年間は現在の指定管理者である図書館流通センターが運営を担ってまいりました。来年度からは新しい契約期間となることから、公募が行われ、プロポーザル審査によって次の管理者が決定するはずでしたが、先ほどからの議案質疑、全員協議会における審査においても、私はとても公平な手続きをもった選ばれ方で決定したものと思えません。公募の遅れや、指定期間変更への指示、審査会における一部の審査員のあまりに偏った点数配分、一部の審査委員による議員への働きかけ、失格事項に相当しない、後付けの理由での失格通知。審査員全員の同意を得ないままに失格通知を送付したこと。全員の同意を得たと、虚偽の内容を真正であるべき公文書に記載したこと。これが不正でなければ、世の中の公文書は信用をなくします。後付けの理由で変更、失格とするのはあり得ません。

これらの行為は道理に反するものであり、真正であるべき公文書が嘘であるならば、行政訴訟、損害賠償請求をされる可能性すらもはらんでいます。その責任は誰が取るのでしょうか。川南町は行政がこういった不正を働く町だと思われることは、町民にとって大きな損失であり、行政の信頼は大きく失墜します。こんなことは許されるべきではありません。

以上の理由から、議案第2号には断固反対し、議員の皆様の賛同をお願いして反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 賛成、反対 同数 ）

以上のとおり採決の結果、賛成反対が同数です。

したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長は本案に対して裁決します。

議案第 2 号、川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定については、議長は可決と裁決します。

議案第 3 号、工事請負変更契約締結について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 3 号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第 3 号は、工事請負変更契約締結については、原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、令和 5 年度川南町一般会計補正予算（第 6 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 4 号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第 4 号、令和 5 年度川南町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、令和 5 年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第 4 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第5号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしました。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務、継続調査の件についてを議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないようなのでそのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和6年第1回川南町議会臨時会を閉会します。

午後3時55分閉会
